

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行 東京都

目 次

46

規 程（交）

- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程.....一
- 東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程.....二
- 東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程の一部を改正する規程.....三
- 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程.....四
- 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程.....五

規 程（交）

● 交通局規程第三十三号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

改正する。

第二十四条の二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第

四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障

害者手帳」という。）を所持する者及びその介護者

第二十四条の三中「第三号」を「第四号」に改める。

第二十九条中「並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者」を削る。

第五十八条第三号中「こん炉」の下に「（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懷炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう措置することとする。）」を加える。

第五十九条ただし書中「第一号及び第二号に掲げるものにあつては、第六十条」を「次条」に改め、同条第一号中「中適用除外の物品及び危険のおそれのないものであつて、」を「のうち適用除外の物品であつて、不注意等により」に、「処置されているもの」を「適切な保管対応が行われたもの。」に改める。

第五十九条第三号を削り、同条に次の一項を加える。

2 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号に掲げる犬を車内に随伴させることができる。

一 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十六条第一項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第十二条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

二 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第十四条第一項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持する場合に限る。

第六十条第二項中「又は完全に包装された運動用具」を削り、同条に次の一項を加える。

3 旅客は、第一項に規定する制限内であつても、自転車及びサーフボード等の運動用具については、次の各号に掲げる場合に限り、車内に持ち込むことができる。

一 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

二 サーフボード等の運動用具にあつては、専用の袋に収納したもの

別表を次のよひに當る。

別表(第五十八条関係)
危険品

品目	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	通用除外の物品	
					物品	重量、数量等
				黒色火薬、その他の硝酸塩を主とする火薬 無煙火薬、その他の硝酸エスチルを主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が一キログラム以内のもの
				過塩素酸塩を主とする火薬	—	—
				雷こう、その他の起爆薬	—	—
				硝安爆薬	—	—
				塩素酸カリ爆薬	—	—
				カーリット	—	—
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	—
				硝酸エスチル	—	—
				ダイナマイト類	—	—
				二トロ化合物とこれを主とする爆薬	—	—
				雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によつて発火するおそれのある容器に貯納した四百個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帶又は薬ごうにそ入し、又は振動・衝撃等によつて発火するおそれのない容器に貯納した二百個以内(競技用の口径〇・一二インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包においては八百個以内)のもの
				空包	銃用空包	弾帶又は薬ごうにそ入し、又は振動・衝撃等によつて発火するおそれのない容器に貯納した二百個以内のもの
				火工品	信管	—
					火管	—
					導爆線	—
					雷管又は火管付薬きょう	振動・衝撃等によつて発火するおそれのない容器に貯納した四百個以内のもの
					火薬又は爆薬を装んした弾丸類	—
					星火を発する雷管	—
					救命器蓋附器用ロケット	—
					煙火	—
					がん具煙火	がん具煙火(おもちゃや花火、巻炎筒等)、競技用雷管及びその他のがん具
					競技用紙雷管(大形紙雷管を含む。)	内のもの
					導火線	導火線又は電気導火

電気導火線	線	量が三キログラム以内のもの
その他の火工品	その他、火薬類取締法(昭和二十一年法)第百四十九号で定める火薬類	—
	その他、火薬類取締法(昭和二十一年法)第百四十九号で定める火薬類	—
	ニトログリセリン	液体用舌下錠*
	ニトロセルローズ	ラッカースプレー*
	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*
	ジニトロペニゼン	—
	ジニトロナフタリン	—
	ジニトロトルエン	—
	ジニトロフェノール	—
	ニトロクリコール	—
	トリニトロベンゼン	—
	トリニトロトルエン	—
	ピクリン酸	—
	過酢酸	—
	メチルエチルケトン過酸化物	—
	アシ化ナトリウム	—
	十七年政令第三百十八号)における危険物「...爆発性の物」に該当する品目	—
	弾帶又は薬ごうにそ入し、又は振動・衝撃等によつて発火するおそれのない容器に貯納した二百個以内(競技用の口径〇・一二インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包においては八百個以内)のもの	容器・荷造ともの重量が三キログラム以内のもの
	安全マッチ	安全マッチ
	硫化ヒドロゲン	—
	安全マッチ	安全マッチ
	セルロイド類	ベンジ、眼鏡*
	金属カリウム	—
	金属リチウム	—
	金属ナトリウム(金属ソーダ)	—
	カリウム・マレガム	—
	ナトリウム・マレガム	—
	マグネシウム(粉末状又はひも状のものに限る)	—
	アルミニウム粉	—
	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—
	黄りん	—
	硫化ヒドロゲン	—
	赤りん	—
	リン化石炭	—
	リン化カレシウム	—
	ハイドロカルファイト(堿ニチオマンガンハイドロカルファイト)	—
	カーバイド(堿ヒカルシウム)	—
	メタノール(メチルアルコール又は木精)	消毒用フレコール*
引火性の物	可燃性	容器・荷造ともの重量が五キログラム以内のもの
液体	液体	容器・荷造ともの重量が二キログラム以内のもの

	— アセトン	ナイフリムーバー*	量がニキログラム以内のもの
—	コロジオン	水酼割剤、角質軟化剤*	
—	ブタノール(ブチルアルコール)	希釈用アルコール*	
—	松根油	絵具用溶剤*	
—	テレビン油(松精油)	絵具用溶剤*	
—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	
—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	
—	鉛油原油	皮膚の保養剤、保湿剤、化粧品(ローション、クリーム等)	二リットル以内又は容器・荷造どもの重量がニキログラム以内のもの
—	アルコール(変性アルコールを含む。)	酒類*	
—	揮発油		一
—	ソルベントナフタ		—
—	コールタール墨油		—
—	ベンゼン(ベンゾール)		—
—	トルエン(トルオール)		—
—	キシレン(キシロール又はサイロール)		—
—	二硫化炭素		—
—	酢酸ビニルモノマー		—
—	エーテル		—
—	クロロジラン		—
—	アセトアルデヒド		—
—	バラアルデヒド		—
—	ジエチルアルミニウム		—
—	モノメチルアミン		—
—	トリメチルアミンの水溶液		—
—	ジメチルアミン		—
—	ビリジン		—
—	酢酸アルミニウム		—
—	酢酸エチル		—
—	酢酸メチル		—
—	酢酸エチル		—
—	高圧ガス		—
—	可燃性ガス		—
—	引火性液体		—

—	エチレンオキシド	—
—	酢酸ノルマレーニチル	—
—	イソヒドロアルコール	—
—	メチルエチレックトン	—
その他	— その他の引火性の物及びその製品	ベンキ*
		内に封入した酸素缶*
		酸素ガス
		消火器
		酸素缶*
		酸素ガス(二酸化炭素)
		消火器内に封入した酸素ガスで二本以内のもの
		酸素ガスカートリッジ*
		プロパンガス*
		二リットル以内又は容器・荷造どもの重量がニキログラム以内のもの
		天然ガス
		水素ガス
		水素ガス吸入器*
		酸素ガス
		酸素ガスボンベ*
		オゾン発生器*
		ヘリウムガス*
		ネオングス*
		アセチレンガス
		二
		硫酸化水素ガス
		—
		酸化化炭素ガス
		—
		石炭ガス
		—
		水性ガス
		空気ガス
		—
		アンモニアガス
		—
		塩素ガス
		—
		亜酸化塩素ガス(笑気ガス)
		—
		ホスゲンガス
		—
		アルゴン
		—
		エタン
		—
		エチレン
		—
		メタン
		—
		その他の圧縮ガス及びその製品
		—
		液体炭酸
		消火器
		内に封入した酸素ガスで二本以内のもの
		液化プロパン
		プロパンガス*
		二
		液化ガス
		二
		フレオーン-12
		エアゾール噴射剤、容器・荷造どもの重量がニキログラム以内のもの
		フレオーン-22
		エアゾール噴射剤、エアコンガス*
		ライター、カセットガスボンベ*
		—
		液体空気
		—
		液体酸素
		—
		液体アンモニア
		—

			液体塩素	
			液体亜塩酸	
			液体シアン化水素（液体青酸）	
			塩化エチル	
			塩化メチル（メチルクロライド）	
			液化酸化エチレン	
			塩化ビニルモノマー	
四	可燃性ガス のガス	高圧 ガス	液化 ガス	液体メタン その他の液化ガス及びその製品
				塩素酸 塩類
			—	塩素酸カリウム 塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）
			—	塩素酸カルシウム 塩素酸ストロンチウム
			—	塩素酸アノモニウム その他の塩素酸塩類
			—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アノモニウム）
			—	過塩素酸カリウム 過塩素酸ナトリウム その他の過塩素酸塩類
			—	過酸化ヒカルシウム 過酸化マグネシウム 過酸化ヒペリウム 過酸化ヒヨウム 過酸化ヒヨウム その他の無機過酸化物
			肥料*	容器・荷造りもの重量が二キログラム以内のもの
五	酸化物	硝酸 塩類	—	硝石・硝酸カリウム 硝酸アンモニウム（硝酸アンモニア又は硝安） 硝酸ナトリウム その他の硝酸塩類
				—
				密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した〇・五リットル以内のもの
	亞塩素 酸塩類	—	亞塩素酸ナトリウム その他の亞塩素酸塩類	漂白剤*
			—	次亜塩 素酸 塩類
			—	脲粉（次亜塩素酸カルシウム） その他の次亜塩素酸塩類
			—	過硫酸アノモニウム 過硫酸カリウム 過硫酸ナトリウム
			—	その他の酸化性物質 三酸化クロロム（無水クロム酸） その他の酸化性物の物質等
六	放射性 の物 質等	放射性 物質等	—	放射性同位元素等並びに核原物料質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの
七	その他	毒物・	—	硝酸 硫酸 その他の毒物
				パッテリ一液*
				密閉した容器に収納

危険物	劇物	— 塩酸 — 硝酸 — 塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む） — 沸化水素酸 — 硫酸ジメチル（ジメチル硫酸） — フェロシリコン — 塩化硫黄 — クロルビクリン — 四エチル鉛 — クロロホルム — 臭素（ブロム） — ホルマリン — その他、毒物及び劇物（昭和二十九年法律第三百三号）で指定されている毒物及び劇物	トイレ用強力洗浄剤＊ ＊ その他のないよう容器に密閉した〇・五リットル以内のもの
その他危険物	その他の危険物	— 硫黄剤 — 除虫菊剤 — 鞍剤 — D N剤 — 燻蒸剤 — 殺鼠剤 — 除草剤 — 展着剤 — 銅剤 — 水銀剤 — ホルマリン剤 — ジネバ剤 — 石灰剤 — 収素剤 — ニコチン剤 — テリス剤 — B H C 剤 — D D T 剤 — 鉛油剤 — その他、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の適用を受ける農薬 — 第八十二号）の適用を受けるもの	液波を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が露出しないように封鎖したもの
農業	農業	農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の適用を受ける農薬 — 第八十二号）の適用を受けるもの	拡散用高圧容器に封入した農薬で、本以外のもの
その他危険物	その他危険物	— 生石灰（酸化カルシウム） — 塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン） — 低温焼成ドロマイ特	被損するおそれのない容器に密閉した一個の重量が二十キログラム以内のもの 容器・荷造どもの重量が三キログラム以内のもの

一 塩化リソ	—
— 噴化ペンジル	—
— 四塩化チタン	—

備考	
1 「適用除外の物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。	東京都公報
2 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の適用を受けない農業は、危険品に該当しない。	東京都公報

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

◎交通局規程第三十四号

東京都電車障害者用ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都電車障害者用ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は療育手帳制度要綱」を「療育手帳制度要綱」に、「第一種知的障害者と」を「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳(写真が表示されているものに限る。)の交付を受けている者の中第一種精神障害者及び」に改める。

第十九条ただし書中「という。」の下に「又は東京都精神障害者都営交通乗車証条例(平成十二年東京都条例第百八十五号)に基づく東京都精神障害者都営交通乗車証(以下「乗車証」という。)」を加える。

第二十七条第六項ただし書、第二十八条第五項、第三十一条第一項ただし書、第三十四条第六項ただし書及び第三十五条第五項中「無料乗車券」の下に「若しくは乗車証」を加える。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

◎交通局規程第三十五号

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車旅客営業規程（昭和三十五年交通局規程第十号）の一部を次のよう改定する。

第三十一条第一項中「及び東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程」に改め、「「知的障害者割引規程」という。」第五条の下に「及び東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程（令和六年交通局規程第三十七号。以下「精神障害者割引規程」という。）第五条」を加える。

第三十七条各号を次のように改める。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の四に規定する児童相談所付設の一時保護所並びに同法第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十三条の二及び第四十四条に規定する児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設ただし、授産施設を除く。
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第三十八条に規定する保護施設。
- 三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十条に規定する救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの
- 四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設。ただし、老人デイサービスセンター及び老人福祉センターを除く。
- 五 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所
- 六 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条に規定する保護観察所

第四十二条中「及び知的障害者割引規程」を「、知的障害者割引規程第五条及び精神障害者割引規程」に改める。

第一百四条各号を次のように改める。

- 一 危険品及び他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの
- 二 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包されたものを除く。）
- 三 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう措置することとする。）

四 死体
五 動物
六 車両を破損するおそれのあるもの
七 前各号のほか不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれのあるもの

第一百五条第一項各号を次のように改める。
一 危険品のうち適用除外の物品であつて、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう適切な保管対応が行われているもの
二 小鳥、昆虫、初生ひな又は愛玩用小動物及び魚介類で完全な容器に入れ、他の旅客の迷惑とならないもの

別表第一を次のとおり改める。
一 小鳥、昆虫、初生ひな又は愛玩用小動物及び魚介類で完全な容器に入れ、他の旅客の迷惑とならないもの

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）
危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
				黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬		
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				火薬 る火薬	銃用火薬	容器・荷造りとの重量が一キログラム以内のもの
				過塩素酸塩を主とする火薬		
				雷こう、その他の起爆薬		
				硝安爆薬		
				塩素酸カリ爆薬		
				カーリット		
				爆薬 その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸 塩を主とする爆薬		
				硝酸エヌテル		
				ダイナマイト類		
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬		
				雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した四百個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帶又は薬ごうにそのまま収納した二百個以内（競技用の口径〇・二二インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包によっては一百個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帶又は薬ごうにそのまま収納した二百個以内のもの
				信管		
				火管		
				導爆索		
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した四百個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした彈丸類		
				星火を発する榴弾		
				散弾発射装置用ロケット		
				煙火		
				かみ具煙火		
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火機又は電気導火		
				導火機		

	電気導火線	織	量が三キログラム以内のもの
	その他の火薬品		—
その他	その他、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）で定める火薬類	—	—
—	ニトロクリセリック	液体用舌下錠*	容器・荷造りどもの重量が二キログラム以内のもの
—	ニトロセルローズ	ラッカースプレー*	容器・荷造りどもの重量が三キログラム以内のもの
—	過酸化ベンゾイレ	ニキビ治療薬*	—
—	ジニトロベンゼン	—	—
—	ジニトロナフタリン	—	—
—	ジニトロトルエン	—	—
—	ジニトロフェノール	—	—
—	ニトロクリコール	—	—
—	トリニトロペニゼン	—	—
—	トリニトロトルエン	—	—
—	ピクリン酸	—	—
—	過酢酸	—	—
—	メチルエチルケトン過酸化物	—	—
—	アジ化ナトリウム	—	—
—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百一十八号）における危険物（—、爆発性の物）に該当する品目	—	—
マッチ	— 安全マッチ — 硫化リンマッチ — 黄リンマッチ	安全マッチ — —	容器・荷造りどもの重量が三キログラム以内のもの
—	セルロイド類	ペニン、眼鏡*	実重量が三百グラム以内のもの
—	金属カリウム	—	—
—	金属リチウム	—	—
—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	—
—	カリウムアルガム	—	—
—	ナトリウムアルガム	—	—
—	マグネシウム（粉状・粒状又はひも状のものに限る）	—	—
—	アルミニウム粉	—	—
—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	—
—	黄リン	—	—
—	硫化リン	—	—
—	赤りん	—	—
—	リン化石灰	—	—
—	リン化カルシウム	—	—
—	ハイドロサルファイト（亜ニオノン酸ナトリウム）	—	—
—	カーネバド（炭酸カルシウム）	—	—
—	メタノール（メチルアルコール又は木精油）	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造りどもの重量が五キログラム以内のもの
—	その他の発火性の物及び製品	消毒用アルコール*	二リットル以内又は二リットル以上又は
引火性可燃性	—	—	—

一	アセトノ	ネイチャリムーバー*	量が二キログラム以内のもの
一	コロジオン	水綿削青、角質軟化剤*	
一	ブタノール(ブチルアルコール)	希釈用アルコール*	
一	松根油	給食用溶剤*	
一	テレビン油(松精油)	消毒用溶剤*	
一	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	
一	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	
一	鉛原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品(ローション、ヨーグルト、クリーム等)*	二リットル以内又は容器・荷造との重量が二キログラム以内のもの
一	アルコール(変性アルコールを含む。)	酒類*	
一	揮発油		
一	ソルベントナフタ		
一	コールタール醑油		
一	ペッセン(ベンゾール)		
一	トルエン(トルオール)		
一	キシレン(キシロール又はザイロール)		
一	二硫化炭素		
一	酢酸ビニルモノマー		
一	エーテル		
一	クロロシラン		
一	アセトアルデヒド		
一	パラアルデヒド		
一	ジエチルアルミニウム		
一	モノメチルアミン		
一	トリメチルアミンの水溶液		
一	ジメチルアミン		
一	ヒリジン		
一	酢酸アルミニウム		
一	酢酸エチル		
一	酢酸メチル		
一	義酸エチル		
一	プロピルアルコール		
一	ビニルメチルエーテル		
一	臭化エチル(エチルプロマイド)		
一	酢酸ブチル		
一	酢酸アルミ		
一	アルゴン		
一	エタン		
一	エチレン		
一	メタン		
その他	その他の引火性の物及びその製品		
一	その他の引火性の物及びその製品	ベンギ*	
二	エチレノキサン		
二	酢酸ノレマレーネンチル		
二	イソペニチアルアルコール		
二	メチルエチルケトン		
その他	その他の引火性の物及びその製品	ベンギ*	
三	可燃性の物 液体	酸素ガス(二酸化炭素)	酸素ボンベ、酸素缶*
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	炭酸ガスカートリッジ*	二リットル以内又は容器・荷造との重量が二キログラム以内のもの
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	天然ガス	プロパンガス*
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	水素ガス	二リットル以内又は容器・荷造との重量が二キログラム以内のもの
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	窒素ガス	窒素ガスボンベ*
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	オゾン	オゾン発生器*
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	ヘリウム	ヘリウムガス*
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	ネオングス	ネオング管*
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	圧縮 酸化水素ガス	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	酸化水素ガス	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	石炭ガス	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	水素ガス	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	空気ガス	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	アンモニアガス	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	塩素ガス	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	亜酸化窒素ガス(笑気ガス)	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	ホスゲンガス	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	空気ガス	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	アセチレン	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	エチレン	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	メタン	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	その他の圧縮ガス及びその製品	一
四	可燃性 ガス 高圧 ガス	その他の圧縮ガス及びその製品	一
五	液化 ガス	液化石油ガス	消火器内に封入した液化石油ガスで二本以内のもの
五	液化 ガス	液化石油ガス	二リットル以内又は容器・荷造との重量が二キログラム以内のもの
五	液化 ガス	フレオゾン-12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*
五	液化 ガス	フレオゾン-22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*
五	液化 ガス	フタノ	ライター、カセツトガスボンベ*
五	液化 ガス	液体空気	一
五	液化 ガス	液体窒素	一
五	液化 ガス	液体酸素	一
五	液化 ガス	液体アンモニア	一

一	塩化リゾン
一	臭化ベンジル
一	四塩化チタン

備考

- 1 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。
- 2 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

令和七年三月三十一日
東京都交通局長 久我英男

令和七年三月三十一日

附則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十六号

東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程の一部を改正する規程を次のように定める。

東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程の一部を改正する規程
東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程(令和六年交通局規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「の各駅相互間」を「及び連絡運輸取扱各駅相互間」に改める。

第三条中「であるもののうち、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について(平成七年九月十二日健医発第千百三十三号厚生省保健医療局長通知)に定める精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準に規定する障害等級一級(精神障害であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)と判定された者」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の精神障害者を、次に掲げる第一種精神障害者及び第二種精神障害者に分ける。
 一 「第一種精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について(平成七年九月十二日健医発第千百三十三号厚生省保健医療局長通知)に定める精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準に規定する障害等級一級(精神障害であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)と判定された者をいう。

二 「第二種精神障害者」とは、前号以外の者をいう。

第四条第一項中「精神障害者は」を「精神障害者が、第一種精神障害者及び定期乗車券を使用する十二歳未満の第二種精神障害者であるときは」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券(以下「割引乗車券」と

いう。）の種類及び発売の条件は、次のとおりとする。

一 普通乗車券 第一種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

二 定期乗車券 第一種精神障害者又は十二歳未満の第二種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

三 回数乗車券 第一種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

第五条に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、精神障害者が六歳未満の幼児又は乳児（以下「乳幼児」）

という。）の場合、旅客営業規程第十四条の五第三項の規定を適用して当該精神障害者は無賃として取り扱い、この場合、介護者に対しては割引乗車券を単独で発売するものとする。ただし、介護者が無賃で随伴できる乳幼児は、当該精神障害者を含め、二人までとする。

4 精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。

第六条中「地下高速電車」の下に「及び連絡運輸取扱」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、前条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合の割引区間は、地下高速電車の各駅相互間とする。

第七条に次のただし書を加える。

ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 交通局規程第三十七号

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程

ように改正する。

第二条第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第二条第二項第一の表を次のように改める。

第一 京成線

取扱連絡乗車券 の種別	連絡区域						接続駅 京成線	
	地下高速電車			接続駅				
	地下高速電車1	地下高速電車2	地下高速電車3	発着駅	線名	線名		
片道普通乗車券	発着駅	乗換駅	線名	乗換駅	線名	発着駅	京成線	
往復普通乗車券	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅(ただ し、本線及 び成田空港 線の両線を 含む場合を 除く。)	京成線	
团体乗車券	新宿線 大江戸線	各駅	各駅	本八幡 駅・京 成八幡 駅	本線 東成田線 千葉線 押上線	各駅	京成線	
通勤定期乗車券	浅草線 浅草線	各駅 各駅	各駅	押上駅 押上駅	本線 東成田線 千葉線 金町線 成田空港線 ル駅で乗り 継ぐ路線を 含む場合を 除く。)	各駅	京成線	
通学定期乗車券	三田線 三田線	各駅 各駅	三田駅 三田駅	浅草線 神保町駅 新宿線 馬喰横山 駅・東日本 橋駅	浅草線 千原線 千葉線 空港第2ビル ル駅で乗り 継ぐ路線を 含む場合を 除く。)	各駅	京成線	
三田線	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	京成線	
新宿線	各駅	各駅	馬喰横山 駅・東日 本橋駅	浅草線	成田空港線 成田空港線 ル駆で乗り 継ぐ路線を 含む場合を 除く。)	各駅	京成線	
大江戸線	(外)森下駅～汐留 駅(内)光が丘駅～ 赤羽橋駅	各駅	大門駅	浅草線	馬喰横山 駅・東日本 橋駅	各駅	京成線	
大江戸線	(外)光が丘駅～代々 木駅(内)春日駅～ 都筑前駅、光が丘 駅～西新宿五丁目 駅	新宿駅	新宿駅	馬喰横山 駅・東日本 橋駅	浅草線	各駅	京成線	
大江戸線	(外)光が丘駅～新 丘駅～两国駅	新宿駅	新宿駅	馬喰横山 駅・東日本 橋駅	浅草線	各駅	京成線	

二 東日本線経

新宿線	各駅	森下駅 (内)	大江戸線 成田駅	藏前駅	浅草線		
新宿線	各駅				本八幡 駅・京成八幡 駅	松戸線	各駅
新宿線	各駅				本八幡 駅・京成八幡 駅	本線	各駅
新宿線	各駅				東成田線	東成田線	
三田線	各駅	神保町駅	新宿線		千葉線	千葉線	
大江戸線	(外) 大門駅～代々 木駅 (内) 春日駅～ 都厅前駅、光が丘 駅～西新宿五丁目 駅	新宿駅	新宿線		千原線	千原線	
大江戸線	(外) 都厅前駅～西 国駅 (内) 光が丘駅 ～清澄白河駅	森下駅	新宿線		押上線	押上線	
浅草線	各駅	東日本橋 駅・馬喰 橋山駅	新宿線		金町線	金町線	
浅草線	浅草駅～押上駅 (外)	藏前駅	大江戸線 森下駅	新宿線			
浅草線	西馬込駅～三田駅 (内)	大門駅	大江戸線 森下駅	新宿線			
三田線	目黒駅～神保町駅	三田駅	浅草線 駅・馬喰橋 山駅	東日本橋 駅・馬喰橋 山駅	新宿線	新宿線	
三田線	神保町駅～西高島 平駅 (外)	春日駅	大江戸線 森下駅	新宿線			
大江戸線	(外) 都厅前駅～板 田駅	春日駅	三田線	神保町駅	新宿線		
大江戸線	(外) 桑下駅～汐留 駅 (内) 新宿駅～ 赤羽橋駅	大門駅	浅草線 駅・馬喰橋 山駅	東日本橋 駅・馬喰橋 山駅	新宿線		

				千葉線
				千原線
				押上線
				金町線
三田線	各駅	水道橋駅	中央線 総武線	京成津田沼
新宿線	各駅	東日本橋駅・馬喰町駅・ 本八幡駅	総武線 駅	松戸線 各駅

期乗車 券	大江戸線 (内)光が丘駅～ 月島駅、(外)光 が丘駅～清瀬白 河駅	門前仲町駅
大江戸線 (内)新御徒町駅 ～春日駅、(外) 国立競技場駅～ 牛込神楽坂駅、 光が丘駅～西新 宿五丁目駅	飯田橋駅	

四 東京メトロ線・東葉高速線経由

乗車券の 種別	地下高速電車		接続駅 東京メト ロ線	接続駅 東日本線	接続駅 JR東日本	京成線		
	線名	発着駅		線名	駅名	駅名	駅名	
							発着駅	
通勤定期	三田駅	各駆	大手町駆	千代田線	北千住駆	常磐線	松戸駆	
乗車券	新宿線	各駆	小川町駆・ 新御茶ノ水 駆				松戸線	
通学定期	乗車券						各駆	
浅草線	各駆	日本橋駆	東西線	西船橋駆	経武線	津田沼駆	松戸線	
三田駆	各駆	大手町駆					各駆	
新宿線	新宿駆～市ヶ 谷駆	九段下駆					新津田沼駆	
大江戸線	(内)光が丘駆 ～月島駆、 (外)光が丘駆 ～清澄白河駆	門前仲町駆						
大江戸線	(内)新御徒町 駆～春日駆、 (外)国立競技 場駆～牛込神 楽坂駆、光が 丘駆～西新宿 五丁目駆	飯田橋駆						

卷之三

第二条第二項第十六の表を次のように改める。

第十六条 削除

第八条中「〔身体障害者割引規程〕といふ。」及び「〔精神障害者手帳等〕といふ。」に改め、「〔知的障害者割引規程〕といふ。」の下に「〔及び東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程(令和六年交通局規程第三十七号)以下「精神障害者割引規程」といふ。〕」を加え、「〔及び知的障害者割引規程〕を「〔、知的障害者割引規程及び精神障害者割引規程〕」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十八号

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程(平成二十年交通局規程第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「認めたもの」の下に「〔以下「身体障害者手帳等〕といふ。」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、身体障害者が六歳未満の乳幼児(以下「乳幼児」という。)の場合、当該身体障害者は無賃として取り扱い、介護者に対しては、割引普通乗車券を単独で発売するもの次に次の二項を加える。

第二十四条第二項中「認めたもの」の下に「〔以下「療育手帳等〕といふ。」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、知的障害者が六歳未満の乳幼児の場合、当該知的障害者は無賃として取り扱い、介護者に対しては、割引普通乗車券を単独で発売するもの次に次の二項を加える。

とする。

第二十四条の二第二項中「認めたもの」の下に「〔以下「精神障害者手帳等〕といふ。」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、精神障害者が六歳未満の乳幼児の場合、当該精神障害者は無賃として取り扱い、介護者に対しては、割引普通乗車券を単独で発売するもの次に次の二項を加える。

第二十四条の三中「前条」を「第二十四条」に、「身体障害者手帳若しくは療育手帳又はそれらの手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を「〔身体障害者手帳等〕」に改める。

第二十五条第一項第一号中「第四十二条」の下に「〔第四十三条〕を加え、「〔第四十三条の三〕」を削り、「〔知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設〕」を「〔障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設〕」に改め、同項第五号中

「〔昭和二十三年法律第百六十九号〕第一条」を「〔平成二十六年法律第五十八号〕第三条」に、「〔同法第十六条〕」を「〔少年鑑別所法〕」に改め、同項第六号中「〔犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)〕第十八条」を「〔更生保護法(平成十九年法律第八十八号)〕第二十九条」に改める。

第二十八条第一項中「〔身体障害者手帳又は身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの〕」を「〔身体障害者手帳等〕」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、身体障害者が六歳未満の乳幼児の場合、当該身体障害者は無賃として取り扱い、介護者に対しては、割引定期乗車券を単独で発売するもの次に次の二項を加える。

第二十九条第一項中「〔療育手帳又は療育手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの〕」を「〔療育手帳等〕」に改め、同条第四項を同条第五

項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、知的障害者が六歳未満の乳幼児の場合、当該知的障害者は無賃として取り扱い、介護者に対しては、割引定期乗車券を単独で発売するものとする。

第二十九条の二第一項中「前条」を「第二十九条」に、「身体障害者手帳若しくは療育手帳又はそれらの手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を「身体障害者手帳等又は療育手帳等」に改め、同条第二項中「前条」を「第二十九条」に改め、同条を第二十九条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

(乗車証を所持する精神障害者の介護者に対する割引定期乗車券の発売)

第二十九条の四 第二十九条の二第二項の規定にかかわらず、乗車証を所持する精神障害者の介護者は、当該精神障害者と共に乗車する場合に限り、当該精神障害者の精神障害者手帳等を提示の上、割引定期乗車券を購入することができる。

第二十九条の次に次の二項を加える。

(精神障害者に対する割引定期乗車券の発売)

第二十九条の二 精神障害者がライナーの各駅相互間内において、単独又は介護者と共に、常時、同じ区間及び経路を使って順路によって乗車する場合で、精神障害者手帳等を提示し、必要事項を記入した定期乗車券購入申込書を提出したときは、精神障害者には割引通勤定期乗車券又は割引通学定期乗車券を、その介護者には割引定期乗車券を発売する。ただし、割引通学定期乗車券の発売は、通学証明書を同時に提出した場合に限る。

2 前項の介護者に対する割引定期乗車券は、精神障害者本人と乗車区間及び有効期間が同一であり、かつ、精神障害者の割引定期乗車券と同時に購入するとき、その介護者一人に限り発売する。

3 前二項の規定にかかわらず、精神障害者が六歳未満の乳幼児の場合、当該精神障害者は無賃として取り扱い、介護者に対しては、割引定期乗車券を単独で発売するものとする。

4 前三項の介護者は、係員が介護能力があると認める者でなければならない。

第三十三条第一項中「身体障害者手帳又は身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を「身体障害者手帳等」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、身体障害者が六歳未満の乳幼児の場合、当該身体障害者は無賃として取り扱い、介護者に対しては、割引回数乗車券を単独で発売するものとする。

第三十四条第一項中「療育手帳又は療育手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を「療育手帳等」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、知的障害者が六歳未満の乳幼児の場合、当該知的障害者は無賃として取り扱い、介護者に対しては、割引回数乗車券を単独で発売するものとする。

第二十九条の二中「前条」を「第三十四条」に、「身体障害者手帳若しくは療育手帳又はそれらの手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を「身体障害者手帳等又は療育手帳等」に改め、同条を第三十四条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

(乗車証を所持する精神障害者の介護者に対する割引回数乗車券の発売)

第三十四条の四 第三十四条の二第二項の規定にかかわらず、乗車証を所持する精神障害者の介護者は、当該精神障害者と共に乗車する場合に限り、当該精神障害者の精神障害者手帳等を提示の上、割引通勤回数乗車券を購入することができる。

(精神障害者に対する割引回数乗車券の発売)

第三十四条の二 精神障害者がライナーの各駅相互間において、単独又は介護者と共に区間を同じにして乗車する場合で、精神障害者手帳等を提示したときは、精神障害者及びその介護者に対する割引回数乗車券を発売する。

2 前項の介護者に対する割引回数乗車券は、精神障害者本人と乗車区間が同一であり、かつ、精神障害者の割引回数乗車券と同時に購入するとき、その介護者一人

人に限り発売する。

- 3 前二項の規定にかかわらず、精神障害者が六歳未満の乳幼児の場合、当該精神障害者は無賃として取り扱い、介護者に対しては、割引回数乗車券を単独で発売するものとする。

- 4 前三項の介護者は、係員が介護能力があると認める者でなければならない。

第七十九条第一項及び第二項中「身体障害者手帳又は身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を「身体障害者手帳等」に改める。

第八十条第一項中「療育手帳を提示して」を「療育手帳等を提示して」に改め、第二項中「療育手帳」の下に「等」を加える。

第八十条の二第一項及び第二項中「精神障害者手帳又は精神障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を「精神障害者手帳等」に改める。

第一百三十条第三号中「こん炉」の下に「（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懷爐を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう措置することとする。）」を加える。

第一百三十一条中「第一号及び第二号に掲げるものにあっては、第一百三十二条」を「次条」に改め、同条第一号中「及び危険のおそれのないもの」を削り、「内容物」を「不注意等により内容物」に改め、「処置されている」を「適切な保管対応が行われた」に改める。

第一百三十一条第三号を削り、同条に次の二項を加える。

- 2 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号に掲げる犬を車内に随伴させることができる。

- 一 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十六条第一項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第十二条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。
- 二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持する場合に限る。

限る。

- 3 旅客は第一項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボード等の運動用具については、次の各号に掲げる場合に限り、車内に持ち込むことができる。

一 自転車にあっては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

二 サーフボード等の運動用具にあっては、専用の袋に収納したもの
別表第一を次のように改める。

3 旅客は第一項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボード等の運動用具については、次の各号に掲げる場合に限り、車内に持ち込むことができる。

一 自転車にあっては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

二 サーフボード等の運動用具にあっては、専用の袋に収納したもの
別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条關係）

	電気導火線	紙	量が三キログラム以内のもの
その他の大工品			—
その他	その他 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)で定める火薬類	獵い道具舌下綻*	—
	ニトログリセリン	ラッカースプレー*	容器・荷造りともの重量が三キログラム以内のもの
	ニトロセルローズ	ニキビ治療薬*	容器・荷造りともの重量が三キログラム以内のもの
	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造りともの重量が三キログラム以内のもの
	ジニトロペンゼン	—	—
	ジニトロナフタリン	—	—
	ジニトロトルエン	—	—
	ジニトロフェノール	—	—
	ニトログリコール	—	—
	トリニトロペンゼン	—	—
	トリニトロトルエン	—	—
	ピクリン酸	—	—
	過酢酸	—	—
	メチルエチルケトン過酸化物	—	—
	アジヒナトリウム	—	—
	その他 労働安全衛生法施行令(昭和四十一年政令三百六十八号)における危険物「一、爆発性の物」に該当する品目	—	—
マッチ	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造りともの重量が三キログラム以内のもの
—	硫ヒリソマッチ	—	—
—	黄リソマッチ	—	—
	セルロイド類	～～、眼鏡*	実重量が三百グラム以下のもの
	金属カリウム	—	—
	金属リチウム	—	—
	金属ナトリウム(金属ソーダ)	—	—
	カリウムアマルガム	—	—
	ナトリウムアマルガム	—	—
	マグネシウム(粉状・粒状又はひも状のものに限る)	—	—
	アルミニウム粉	—	—
	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	—
	黄リソ	—	—
	硫ヒリソ	—	—
	赤りん	—	—
	リン化石灰	—	—
	リン化カルシウム	—	—
	ハイドロサルファイト(亜ニチオノ酸ナトリウム)	—	—
	カーバイド(炭化カルシウム)	—	—
	メタノール(メチアルカルコール又は木精)	油紙(刃物用包装紙等)*	容器・荷造りともの重量が五キログラム以内のもの
	その他の発火性の物及び製品	油樽用アルコール*	内リツトル以内又は容器・荷造りともの重量が三キログラム以内のもの
三引火性 の物	可燃性 液体	—	—

引火性 の物 質	—	アセトン	ネイレリムー・バーベ*	量がニクログラム以内のもの
	—	コロジオン	水耕剤膏、角質軟化剤*	
	—	フタノール(ブチルアルコール)	希釈用アルコール*	
	—	松根油	絵具用溶剤*	
	—	テレビン油(松精油)	絵具用溶剤*	
	—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	
	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	
	—	精油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品(ローション、クリーム等)	
	—	アルコール(変性アルコールを含む。)	酒類*	
	—	揮発油		
	—	ソルベントナフタ		
	—	コールタール墨油		
	—	ベンゼン(ベンゾール)		
	—	トルエン(トルオール)		
	—	ギシレン(ギシロール又はザイロール)		
	—	二硫化炭素		
	—	酢酸ビニルモノマ		
	—	エーテル		
	—	クロロシラン		
	—	アセトアルデヒド		
	—	バラアルデヒド		
	—	ジエチルアルミニウム		
	—	モノメチレアミン		
	—	トリメチレアミンの水溶液		
	—	ジメチルアミン		
	—	ヒリシン		
	—	酢酸フルミ		
	—	酢酸エチル		
	—	酢酸メチル		
	—	義酔エチル		
	—	プロピルアレコール		
	—	ビニルメチルエーテル		
	—	臭化エチル(エチルブロマイド)		
	—	酢酸ブチル		
	—	フーゼン油		
	—	灯油(石油)		
	—	軽油(ガス油)		
	—	重油(ベンガ-油、ディーゼル重油)		
	—	ガソリン		
	—	ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)		
	—	ニトロトルエン(ニトロトルオール)		
	—	エチルエーテル		
	—	酸化ブロビレン		
	—	ノルマルヘキサン		

危険物	劇物	—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤 * おそれのないよう荷造した〇・五リットル以内のもの
液体塩素	—	—	—	—
液体亜硫酸	—	—	—	—
液体ビシアン化水素(液体青酸)	—	—	—	—
塩化エチル	—	—	—	—
塩化メチル(メチルクロロライド)	—	—	—	—
液化炭化エチレン	—	—	—	—
塩化ビニルモノマー	—	—	—	—
可燃性ガス	高圧ガス	液化ガス	液体メタノン	硝酸ジメチル(ジメチル硫酸)
		その他の液化ガス及びその製品	—	フェロシリコン
		塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)	—	塩化硫酸
		塩素酸カリウム	—	クロルビックリン
		塩素酸バリウム(塩酸バリウム)	—	四エチル鉛
		塩素酸カルシウム	—	クロロホレム
		塩素酸ストロンチウム	—	臭素(ブロム)
		塩素酸アンモニウム	—	ホルマリン
		その他の塩素酸塩類	—	その他、毒物及び劇物
		通塩素酸アンモニウム(通塩素酸アンモニウム)	—	五年法律第三百三号)で指定されている毒物及び劇物
		過塩素酸類	—	乗客を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように構造したもの
		過塩素酸カリウム	—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品(薬液を入れた船着電池など)
		過塩素酸ナトリウム	—	塩酸
		その他の過塩素酸塩類	—	除虫菊剤
		過酸化ヒカルシウム	—	殺虫剤
		過酸化ヒマグネシウム	—	DNT剤
		過酸化ヒカルシウム	—	殺虫剤
		過酸化ヒマグネシウム	—	殺鼠剤
		過酸化ヒカルシウム	—	除草剤
		その他の無機過酸化物	—	殺虫剤
		硝石(硝酸カリウム)	肥料*	殺虫剤
		硝酸アンモニウム(硝酸アンモニウム又は硝安)	—	除虫菊剤
		硝酸ナトリウム	—	殺虫剤
		その他の硝酸塩類	—	殺虫剤
		亞塩素酸ナトリウム	漂白剤*	殺虫剤
		亞塩素酸カリウム	漂白剤*	殺虫剤
		その他の亞塩素酸塩類	漂白剤*	殺虫剤
		次亜塩素酸類	—	殺虫剤
		次亜塩素酸カリウム	—	殺虫剤
		その他の次亜塩素酸塩類	—	殺虫剤
		通硫酸アンモニウム	—	殺虫剤
		過硫酸カリウム	—	殺虫剤
		過硫酸ナトリウム	—	殺虫剤
		三酸ヒクローム(無水クロム酸)	—	殺虫剤
		その他の酸化性の物及び製品	—	殺虫剤
		放射性物質等	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	殺虫剤
		その他	毒物	殺虫剤
		七 その他危険物	農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の適用を受ける農業	農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の適用を受ける農業
			密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した〇・五リットル以内のもの	批散用高压容器に封入した農業で二本以内のもの
			肥料*	肥料
			飼料	飼料
			水銀剤	水銀剤
			ホルマリン剤	ホルマリン剤
			ジネーブ剤	ジネーブ剤
			石灰剤	石灰剤
			砒素剤	砒素剤
			ニコチナン剤	ニコチナン剤
			デリス剤	デリス剤
			BHC剤	BHC剤
			DDT剤	DDT剤
			鉛油剤	鉛油剤
			その他、農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の適用を受けるもの	その他、農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の適用を受けるもの
			生石灰(酸化カルシウム)	生石灰(酸化カルシウム)
			乾燥剤*	乾燥剤*
			低溫焼成ドロマイト	低溫焼成ドロマイト

備考
1 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。
2 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。
一 塗化リン
一 気化ベンジル
一 四塗化チタン

別表第一中「別表第二（第8条関係）」を「別表第一（第八条関係）」に改める。
 別表第三中「別表第三（第五十一条関係）」を「別表第三（第五十一条関係）」に改める。

る。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

発行	東京
電話	○三(五)一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
電話	○三(五)七六〇八一(代)
郵便番号	101-0051